

「中村元を語る会」がホテル一畠で行われました。 (2018年8月1日(水))



左から、(進行役) 中村元記念館 清水谷 善圭理事長 (登壇者) 東方学院 黒川 文子講師、中村元東方研究所 釈 悟震理事長、中村元東方研究所 田辺 和子前理事、筑波大学 川崎 信定名誉教授、中村元記念館 三木 純子名誉館長、中村元東方研究所 三木 保評議員

前田専學館長が松江での最後のご講演をされ、中村元博士への思い、記念館への思いを語られました。

その後の座談会では、中村博士が周囲の人達にとつてどのような存在だったのか、それぞれの印象的な思い出や、博士についての秘蔵のお話を語っていました。(先生には学問の風が吹いている、渦を巻いているので周りの人がそれに巻き込まれていく、と語られたのがとても印象的でした。)

記念式典では、東方学院 松江校の有志の方で結成された学院歌を歌う会により、学院歌「慈しみ」が朗読・斉唱され、島根県知事(当時)溝口善兵衛様と松江市長代理 松江副市長 能海広明様から来賓のご挨拶を行い、盛大に終えることができました。



第4回中村元東洋思想文化賞授賞式

(2018年10月20日(土))

全国の大学から集まつた優秀な論文の中から第四回目の優秀賞に選ばれたのは、東京大学大学院に在籍している張瀛子(ちよう・えいこ)氏による「清代の荀子再評価」「十六字心伝」から惠棟(けいとう)まででした。



○中村元東洋思想文化賞は、以下の企業に協賛いただいております○

山陰酸素工業株式会社様、堀田石油株式会社様、美保テクノス株式会社様、株式会社山陰合同銀行様

多くご支援ありがとうございました。

中村元記念館通信

二〇一九年
六月発行
第十三号

〒690-1140
島根県松江市八束町波入2060番地
TEL 0852-1176-19593
FAX 0852-1176-19693

中村元記念館開館五周年特別企画

スケッチと水彩で描く インド仏跡巡拝の旅～籠博道作品展～

展示期間：2018年8月1日(水)～11月3日(日)

籠博道(ながたに・ひろみち)、暁子(あきこ)御夫妻が、インドスケッチ旅行へ行かれた時にスケッチされた絵画を、前期と後期で二十点ずつ作品を入れ替えながら展示しました。

また、展示期間中はご来場者にポストカードを数量限定でプレゼントしました。



中村元博士の著書を 送ってください。



中村元記念館は、中村元博士の三万四〇〇〇冊の蔵書の一部を公開しておりますが、保存や展示の為、通常は手に取つてご覧いただくことはできません。また、図書閲覧室にはご来館されたお客様に読んでいただきたい中村博士の著作が多くあります。博士の膨大な著作の全てがあるわけではありません。そこで記念館では、より多くの皆様にご覧いただきたく、中村博士が書かれた本を募集いたします。皆様の周りで役目を終えられた中村博士の著作がございましたら、どうぞ記念館までお寄せください。

皆様の温かいご支援をお待ちしております。

ご不明な点は記念館までお問い合わせください。

◇著書名に中村元、nakamura hajimeとあるもの。

◇募集していないもの・・・それ以外

発行／2019年6月 発行所／NPO法人中村元記念館東洋思想文化研究所
〒690-1404 島根県松江市八束町波入2060番地
TEL 0852-76-9593 FAX 0852-76-9693

■開館時間：10:00～18:00 (入館は17:30まで) ■入館料：無料

■閉館日：月曜日、夏季休館(8/13～8/15)、年末年始(12/28～1/4)、蔵書整理期間

※2019年6月20日(木)～7月19日(金)まで館内工事の為展示室はご覧いただけません。ご来館の際はご注意ください。各講座は通常通り開講予定です。

中村元記念館

Nakamura Hajime Memorial Hall
ナカムラ ハジメ メモリアル ハウス



中村元記念館企画展 三井昌志写真展

「インド・12億の素顔」

今回の展示では、三井さんが旅先で出会ったインドの人々の飾らない日常と笑顔の写真を中心に展示しました。

また、三井昌志さんのお祖父様で、東京都立大学の教授などを歴任された教育学者の三井友先生は、中村博士と第一高等学校、東大文学部でのご学友であられ、生前には中村博士との思い出をよく語つておられたそうです！



二〇一九年六月十二日(水)～二十八日(金)
会場：島根大学附属図書館 三階多目的室

開館：平日8時半～21時半
(土日祝：10時～17時半)

観覧料：無料
主催：中村元記念館、島根大学附属図書館、
島根大学法文学部山陰研究センター
問い合わせ先：島根大学附属図書館
電話：0852-3216086

二十二日(土)には、記念館の笠原愛古学芸員と島根大学法文学部 内藤忠和教授による特別講演もあります！

中村元とブッダのことば



（研究員のコーナー）

伯耆・因幡の神楽

「七座の舞」について



中村元記念館東洋思想文化研究所
研究員 中野 秋鹿

中国地方は全国的にも神楽が盛んな地域であり、現在も何百もの神楽団体が活動していますが、なぜか鳥取県だけは神楽団体がほとんど存在せず、神楽空白地帯の様相を呈しています。島根県出身の私も、お隣の鳥取県の神楽というものを、長年観たことがありませんでした。しかし数年前に鳥取県に移住したのをきっかけで、今回は山陰の方にさえあまり知られていない、鳥取県がわかつてきました。そういうわけで、今回は山陰の方にさえあまり知られていない、他の地域とは異なる鳥取独自の発展を遂げていることについて紹介させていただきたいと思います。

中国地方では大蛇退治のように、華やかな装束と面を着け、神話などを題材とした物語を演じ・記録を続けていきたいと思います。



剣の舞（若桜神社／若桜町）

昨年二〇一八年は、大山開山一三〇〇年という節目の年でした。中国地方において大山は牛馬守護の聖地として特別な存在であり、広島県の備後地方や岡山県の美作・備中地方では、大山信仰を中心として舞われていました。修驗道的な要素の強い大変興味深い物語ですが、残念ながら労働用の牛馬の飼育が行われなくなつた今では幻の演目となつてしましました。神楽という無形の文化財の伝承の難しさを折に触れて実感しますが、せめて自分でできることとして、伝統的な神楽の地道な調査・記録を続けていきたいと思います！

最後に、宣伝になりますが九月一日（日）に記念館の文化講座の一つとして「中国地方の神楽と儀式」と題したお話をさせていただきます。中国地方の神楽の多様性の凄まじさと、今も残る神道・修驗道・仏教などが融合した摩訶不思議な儀式の世界について皆様にお伝えしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします！

テキスト・レジュメ配布

受講料：三〇〇〇円

じる、演劇風の神楽（能舞）が有名です。しかし鳥取県では、この神事舞のみが独自の発展を遂げたようです。神事舞は「七座」「伝来神楽」「相伝舞樂」などと呼ばれ、県内各地の神社の例祭などで、一連の祭典の中に組み込まれて舞われるようになりました。現在は祝詞奏上と玉串奉奠の間に舞われています。そして祭典の一部として舞われるため、当然ながら現も完全に神職のみで行われています。これは中国地方の他の地域には見られない、珍しい形態と言えるでしょう。

近世においては、ほぼどこの地域でも、神樂の担い手は神職で構成されていました。しかし明治期になり神職による神楽の演舞が禁止されると、各地で氏子へと伝承されて生き残り、現在も担い手の大半は神職以外の人々です。同時に国家神道のもとで祭式が全国的に統一され、神樂は祭典とは別に行う、祭典終了後に続けて行う、あるいは神楽の途中に祭典を挿入するなど、祭典の次第からは切り離されてしまいますが、祭典の中でも生き残っているのです。しかし鳥取県下では、神職による神事舞が、祭典の中でも生き残っているのです。

さて、出雲を中心に神事舞を七つセットにして「七座」と呼ぶことが多いですが、七つの舞の中身は地域や伝承者によって異なつており、中には七つそろつていなこともあります。しかしこれらの舞がゆっくりで、西へ行くほど早くなるそうです。

二〇一九年四月一日、新元号「令和」が発表されました。当日の山陰中央新報特別号外には「出典は万葉集、初の日本古典」の文字が躍りました。これまでの日本の元号は中国の古典に根拠を持ち、中村元博士がかつて有識者会議のメンバーを務められた「平成」についてもその例外ではありませんでした。すでに同紙をご覧になられた皆様には重ねてのお知らせとなりますが、中村博士と「平成」については、新元号発表の前日三月三十一日の山陰中央新報紙上に、「中村元博士の元号メモ発見」と記事が掲載されましたので、それについて少しお話ししたいと思います。記事は実際の史料を交えた話になつておりますが、中村博士ご自身のお考えについては、一九八九年の月刊住職三月号（二十四・二十八頁）に掲載された「密室の元号選定にたずさわって思う」というインタビューで一端を垣間見ることができます。

実際の会議の内容については語られてはいませんが、そこでは会議終了後の話として、元号の根拠として相応しいものについては「論語などのように人間の道を説いているものなら意味があるかもしれません」、「古事記でも万葉集でも、聖徳太子に関するものでもいい、むしろ日本の古典から選んだらどうかと思う。皆がいいなと思う和語があれば、それでもいいと思う」と発言され、その意見に賛同される方もおられたといいます。公式な記録にも残らないそ

ります。



お願ひします！



これらの話を「人様に伝えていきたい」とも。そうした和語を大事にされる中村博士の姿は、懇談会用に準備された「やはらぎ」（和らぎ）が記されたメモや、『仏教語大辞典』に記される「仏教語大辞典」にも全文が掲載され続けています。このように独自の発展を遂げた鳥取県の神楽ですが、現在は祭典の中で舞われることがほとんど無くなり、伝承者も非常に少なくなっています。因幡では剣の舞のみがからうじて舞われており、伯耆でも初座の舞・散供の舞・剣の舞・榊の舞以外は、ほぼ舞われなくなっています。このように厳しい状況の中ですが、県中部の琴浦町を中心とする神職の方々は、積極的に神事舞の伝承に努めておられます。実際に鳥取県の神事舞を見てみたいと思われる方は、毎年7月に行われる琴浦町（旧赤崎町）の神崎神社の夏祭りに、ぜひ足を運んでみてください。

ます。鳥取県の七座も例外ではなく、「散供（三宝）の舞、剣の舞、榊（手草）の舞、幣の舞、莫蘆（御座）の舞」の5つはおおむね共通しており、能舞はあくまでその余興的な意味合いで発展してきました。中国地方の神楽は、この神事舞と能舞の両方で構成されているのが主な特徴です。